



しもつま

市議会だより

第174号 平成20年5月9日発行

発行／下妻市議会 発行責任者／議長 木村 進 編集／議会だより運営委員会
〒304-8501 下妻市本城町2-22 電話(0296)43-2111(代) 内線1112・1113

今月号のあんない

定例会	2
一般会計予算の内訳	3
予算に対する賛否討論	3
一般質問	4~10
意見書	11
請願・陳情の審議結果	12
議会日誌	12



観桜苑

こんなことが決まりました

平成20年 第1回定例会		
議案番号	件 名	結 果
議案第8号	下妻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正	原案可決
議案第9号	下妻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	原案可決
議案第10号	下妻市公共施設の暴力排除に関する条例の制定	原案可決
議案第11号	下妻市奨学金基金条例の廃止	原案可決
議案第12号	下妻市市税条例の一部改正	原案可決
議案第13号	下妻市医療福祉費支給に関する条例の一部改正	原案可決
議案第14号	下妻市後期高齢者医療に関する条例の制定	原案可決
議案第15号	下妻市介護保険条例の一部改正	原案可決
議案第16号	下妻市営住宅管理条例の一部改正	原案可決
議案第17号	下妻市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正	原案可決
議案第18号	下妻市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例の制定	原案可決
議案第19号	下妻市都市公園管理条例の一部改正	原案可決
議案第20号	下妻市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び下妻市下水道条例の一部改正	原案可決
議案第21号	下妻市立学校設置条例の一部改正	原案可決
議案第22号	下妻市身体障害者福祉作業所の使用許可	原案可決
議案第23号	下妻市営土地改良事業の実施	原案可決
議案第24号	下妻市営土地改良事業の実施	原案可決
議案第25号	市道路線の認定	原案可決
議案第26号	市道路線の廃止	原案可決
議案第27号	平成19年度下妻市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第28号	平成19年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第29号	平成19年度下妻市老人保健特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第30号	平成19年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第31号	平成19年度下妻市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第32号	平成19年度下妻都市計画事業下妻東部第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第33号	平成19年度下妻市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第34号	平成20年度下妻市一般会計予算	原案可決
議案第35号	平成20年度下妻市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第36号	平成20年度下妻市老人保健特別会計予算	原案可決
議案第37号	平成20年度下妻市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第38号	平成20年度下妻市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第39号	平成20年度下妻市介護サービス事業特別会計予算	原案可決
議案第40号	平成20年度下妻市下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第41号	平成20年度下妻都市計画事業下妻東部第一土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
議案第42号	平成20年度下妻市水道事業会計予算	原案可決
議案第43号	下妻市監査委員の選任	同 意
議 員 提 出 議 案 等		
意見書第1号	道路整備の推進と財源の確保に関する意見書	原案可決

平成二十年 第一回定例会

平成20年第一回定例会は、3月6日から3月25日まで
の20日間にわたって開かれました。この定例会では、市
長提出議案36件、議員提出の意見書案1件の審議が行わ
れ、それぞれ原案のとおり可決、同意されました。なお、
請願2件が提出されました。

人事議案

第1回定例会において、次の方
が同意されました。

◇監査委員

山崎 洋明 氏

■ 一般会計予算の内訳 ■



= 平成20年度 各 会 計 予 算 =

会 計 別	本 年 度	前 年 度	割 合
一 般 会 計	148億7,000万円	142億4,000万円	53.9%
国 民 健 康 保 険	54億3,900万円	53億8,800万円	19.7%
老 人 保 健	5億1,900万円	41億円	1.9%
後 期 高 齢 者 医 療	3億3,700万円	円	1.2%
介 護 保 険	25億2,300万円	23億3,300万円	9.1%
介 護 サ ー ビ ス 事 業	1,000万2千円	145万2千円	0.1%
下 水 道 事 業	9億8,500万円	9億2,800万円	3.6%
下妻東部第一土地区画整理事業	8,300万円	1億1,000万円	0.3%
水 道 事 業	28億2,763万円	23億4,043万6千円	10.2%
合 計	275億9,363万2千円	294億4,088万8千円	100.0%

平成20年度一般会計予算に対する賛否討論

賛成 平成20年度の一般会計予算総額は148億7千万円と、前年度比4.4%増となっているが、厳しい財政状況を反映し、昨年に引き続き特別職給与等の削減が盛り込まれる一方、財源確保のため、タイヤロック、インターネット公売を導入するとともに、少子化対策として乳幼児医療無料化の拡大、妊婦検診の拡充などの施策も打ち出されている。また、ハード事業では、やすらぎの里整備事業、宗道地区まちづくり交付金事業、市道

207号線事業を実施、更には幹線道路緊急整備支援事業による南原平川戸線事業を推進するほか、東部中学校建設も用地取得や基本設計に着手するとなっている。これらの姿勢を評価するとともに、財政健全化計画を柱とした行財政運営を行い、尚一層の効率化を目指しながら、計画されている各種の重要な事業が円滑に進められ、更なる市民福祉の向上と市政の発展を必ず実現すると期待して、当予算には賛成である。

反対 今年度の予算は、地方交付税は平成19年度当初の予算よりも8千900万円の減、千代川村と合併直後の平成18年度当初の予算比では、3億400万円も減らされている。そして、福祉、医療、介護、年金、教育など、地方と国民への負担増、更には地方税の増税である。本予算の中では、妊産婦、乳幼児の医療費無料化事業の対象年齢を5歳未満児まで拡大する、あるいは妊婦、乳幼児検診の補助金を年5回まで拡大することや、夢

おおぞら事業の実施など、評価できる施策もあるが、国政の影響から、市民の多くは以前と比べて生活が苦しくなっている。高齢者への敬老祝金の対象者拡大や、寝たきり老人福祉手当、母子家庭児童学資金の月4千円の復活を求める。また、市議会議員の国内研修の大幅な縮小の立場での見直し、市議会議員報酬の引き下げ、更には新庁舎建設のための建設準備金を取りやめ、市民の暮らし応援の施策に使うことを要求し、当予算には反対である。

平成二十年第一回定例会

一般質問



今定例会では、9名の議員から市政各般についての一般質問が展開されました。要旨は、次のとおりです。

合併協定項目の推進状況について

柴 孝光 議員

質問

小倉市長の第1番の公約であり、合併協定の中でも最初に挙げられていたはずの新庁舎建設の件はどうなってしまったのか。1年以上も過ぎてから、庁内に設置された新庁舎建設調査検討委員会より報告説明があった。起債で認められる標準平方メートル単価が16万5千700円ということでもかなり低く、多額の一般財源が必要になるとの報告があった。また、市長からは、このようなことが判明し、3年以内の着工は難しく、今後は建設資金の確保を目指し、庁舎建設基金を創設し、建設に向けた取り組みをしていくという答弁があった。一体、調査委員会は1年以上も何をやっていったんだと言わざるを得ない。新庁舎の建設については、合併協定だけの理由ではない。現在の本庁舎は、築後40年を経過し、老朽化しており、耐震構

造でも不適格になっている。最近各地で起きている地震災害がいつ何とき起きるか分からない。そのとき、災害本部であるべき本庁舎が機能しなくなったら、この下妻住民はどうしたらいいのか。

そこで、(1)平成19年の第4回定例会において、議案第62号、下妻市庁舎建設基金条例が制定され、補正予算で5千万円の基金が積み立てられた。この条例の第2条に、毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするとうたっているが、今回の予算書の中に見当たらないのはどういうことなのか。条例を制定したばかりであるのに、後ほど補正を組むということなのか。私には理解しがたいとしか言いようがない。このことについての説明を求めたい。



築40年を経過した本庁舎

かず状態のように思う。どうなっているのか。このアクセス道路こそ合併特例債を使っすぐにも着手できるものではないか。この道路整備工事も、先程の庁舎建設と同様、長期間かかるものと思われる。計画はしているのか。合併特例債は、限りある期間、限りある金額の中で、地域のために有効に使われなくてはならないものだと思う。東部中学校建設も将来を担う子供達のためである。南原平川戸線も、工業団地を有効に生かし、地域活性化のために必要な道

一般質問者の氏名・項目は次のとおりです。(通告順)

- | | |
|------------|---|
| 1 柴 孝光 議員 | 合併協定項目の推進状況について |
| 2 中山 勝美 議員 | 中小農業者等への支援。エコ農業について
少子高齢化で人口減少が予想される。当市の対応について |
| 3 斯波 元気 議員 | 暫定税率廃止された場合、当市の影響について |
| 4 平井 誠 議員 | 新庁舎建設は必要か
社会福祉協議会の嘱託職員等の勤務条件について
高齢者にやさしい市政めざ |
| 5 笠島 道子 議員 | 後期高齢者医療制度について
学校給食の問題について |
| 6 山中 祐子 議員 | 「ふるさと納税」制度について
住宅・建築物の耐震化について |
| 7 須藤 豊次 議員 | 財政健全化の取組について |
| 8 小竹 薫 議員 | 選挙における投票率の低下について |
| 9 菊池 博 議員 | 財政健全化について
小中学校統合を促す指針について
市バスの運営時間・回数の制限について |

路だと思ふ。同時に、今回の質問事項も合併協定項目であり、市長の公約でもあり、地域の将来のためにも重要なことだと思ふ。市長の誠意ある明快ではっきりした答弁を願いたい。

答弁

(1)新庁舎を建設するためには、多額の一般財源が必要になることから、財源を確保するために基金条例を制定し、平成19年度には5千万円の積み立てを実施する。平成20年度の予算計上については、当初予算編成を行う段階で、平成19年度並みの積立金を盛り込むように検討したが、市税、交付税等の一般財源全体の金額は減額であり、厳しい状況であることから、当初の予算において全額一般財源となる庁舎建設基金への積立金を予算化することは断念した。今後、平成19年度の決算や平成20年度の執行状況の見通しがついた段階で、補正予算で対応していきたい。

(2)アクセス道路は、新庁舎建設とともに、合併時の協定事項であるので、重要な施策として位置づけられており、路線は新庁舎から県道谷和原筑西線及び関東鉄道常総線を横断して、国道294号を結び幹線道路である。新庁舎建設の具体的な第一歩としての建設財源を確保するため積み立てを始めたが、アクセス道路の整備に関しては、新庁舎建設に関連して位置づけら

れた事業であるので、事業計画をセッテで考えていかなければならない。道路の整備事業に関しては、測量、設計から用地買収、施工、完了まで、事業期間が長期間必要であることや、合併特例債を活用することから合併特例債の活用できる期間を念頭に、今後市民の意見を拝聴しながら進めていきたい。

中小農業者等への支援。エコ農業について

中山勝美 議員

質問

消費者というものは、日常の食卓に上がる食品の安全にこだわるものである。命を保つには食べ物に絶対が必要である。生きたものを食べて人間は生きられるのである。今こそ安全・安心な農産物の生産は、農業や化学肥料を減らしたエコ農業にあると考える。土づくりを重視した有機栽培などには人手がかかる。そこで、中小農業者へ支援をして、エコ農業の振興を図るべきであると考えます。

そこで、(1)食の安全・安心が叫ばれている今こそ、手作りの安全な農産物を生産することを消費者も望んでいると思われる。それには多くの手間もかかる。安全な食べ物



やすらぎの里農産物直売所

中小農業者等への支援策について見解を伺いたい。

(2)県の事業でエコ農業茨城構想に農家への個別補償が新設されるが、農家への周知や取り組み等について伺いたい。

答弁

(1)消費者が求める安全・安心な農産物の生産については、化学肥料や農薬を使った栽培方法と違って、多くの手間暇がかかると言われ、なかなか農家全体に広がりな

い状況にある。しかし、現在では、残留農薬問題を皮切りに、賞味期限偽装の発覚、そして、中国産餃子への農薬混入事件の発生で、改めて食に対する安全・安心が注目をされている。この時期を絶好のチャンスと捉え、化学肥料や農薬の使用量を削減し、消費者に喜ば

れる農産物を生産する必要があると考えている。市内の農家では、6年も前から、食品残渣による有機堆肥を使った農産物を生産し、スーパーマーケットの特設コーナーでの販売がされ、まさに消費者から顔の見える農業が展開されている。この特設コーナーでの売れ行きは好調に推移し、現在では3店舗に拡大している。中小農業者への支援策としては、道の駅しもつま、ピアスパークしもつま、やすらぎの里などの農産物直売所への出荷を働きかけるとともに、有機堆肥による土づくりを推進しなければならぬと考えている。生活環境課には、ごみの減量化をあわせて推進するため、生ゴミを処理するコンポストや生ゴミ処理機への助成制度があるので、できる限り有機堆肥を多くの家庭で作れるよう有機農業の普及推進をしていきたい。一方、中小農家が特色ある農業を展開し、農家所得の向上を図れるよう、国並びに県に支援策を検討していただくよう、引き続き機会あることに要望していきたい。

(2)エコ農業茨城構想では、茨城県県の農業が将来にわたり持続的な展開をしていくために、環境に配慮した農業生産活動や地域の環境保全活動を茨城型エコ農業として推進するとともに、その情報を広く発信して、茨城農業や農産物のイメージアップを図ることを目的としている。県では、平成20年度より、エコ農業茨城推進事業として、農業や化学肥料の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減し、交付要件を満たした生産者に対し、水稲で10a当たり3千円、麦は1千500円、果樹6千円等を交付するもので、負担割合は、県が2分の1、市が2分の1となっている。交付の要件は、1つ目に、市とエコ農業茨城協定を締結した地区に居住する農業者で、交付申請前にエコ農業茨城環境規範を市に提出すること、2つ目に、生産調整達成者、3つ目に、エコファーマーの認定を受けている者となっている。同様な制度は、平成19年度より国が始めた農地・水・環境保全向上対策営農活動支援で、環境に優しい農業に取り組む場合、集落の生産者の5割以上が取り組むことが要件とされ、当市では該当者がなく、県内でも2カ所のみを対象にとどまっている。このため、エコ農業の普及を目指す県は、交付対象者の要件を緩和したもので、当市においても該当者があるものと思われる。今後、環境に配慮した農業の推進は益々必要になってくるので、制度の積極的なPRに努め、エコ農業を取り組む農家の拡大を図りたいと考えている。

一般会計予算について

ス波元氣 議員

質問

今日の逼迫した財政状況は、バブル期とその後、の景気対策で大型建設事業が集中し、いわゆる投資的経費が増大したそのツケが、公債費、物件費の増大という形で表れたものであると考える。その結果、人件費削減をはじめとするために火をともしような今日の財政健全化の努力がある。また、財政健全化計画には、ゴミの有料化、利用料、手数料の見直しなど、市民の負担増を招くプランも見受けられる。

そこで、(1)地方交付税、地方譲与税の減少傾向の中、安易に合併特例債を起債することは、公債費を更につり上げ、今以上の財政悪化をもたらす可能性はないか。合併後、10力年は合併特例債の借り入れが可能とのことであるが、今後借り入れを予定している事業には何かがあるか。確かに合併特例債を用いて事業を行うのはメリットも大きいと思うが、その場合は本当に必要な事業かどうか十分に検討することが絶対条件であると考える。また、起債をして事業を行うということは、財政規模を拡大

していくことにつながると思うが、この先、国から地方への財源移譲が進まず、地方交付税、地方譲与税の削減が続けば、財政規模を拡大することは財政破綻につながるのではないかと。従って、土木型・投資的経費型財政から、環境・福祉・教育・文化型財政への転換、いわゆるハードからソフトへの転換が重要と思われるが、その点はどう考えているか。

(2)今年度の一般会計から各特別会計への繰入額は13億7千62万8千円、歳出合計の1割弱となっている。国民健康保険が2億5千943万4千円、老人保健が3千733万2千円、後期高齢者医療が1億1千872万4千円、介護保険が4億734万4千円、介護サービス事業が0円、下水道事業が3億6千96万4千円、下妻東部第一土地区画整理事業が1千100万円、水道事業が1億7千583万円、特別会計へ一般会計から繰り出すには特別の理由が必要となる。法令等の根拠があるものはそれを示していただきたい。いわゆる赤字補填の繰り出しであるならば、それをしなければならぬ理由と改善のプランを伺いたい。

答弁

(1)市債の発行は、各種事業を実施する場合、少ない一般財源で事業を行うことができること、また、世代間の負担の公平の観点からも

有効な手段であると考えている。しかしながら、平成18年度からは平成17年度まで採用していた起債制限比率の算出方法に加え、特別会計での公債費に対する繰出金や下妻地方広域事務組合などの公債費負担分を合算する実質公債費比率が18%を超え、起債許可団体となっている現状では、公債費負担適正化計画に沿った運営をしていかなければならないと考えている。合併特例債は、その充当率の良さ、交付税措置等を考えた場合、大変有利な起債であるので、総合計画の目標実現を目指し、財政状況に注意を払いながら、今後も活用していきたい。また、ハード型財政からソフト型財政への転換については、当市においては、まだ、ハード、ソフト、両面の事業が数多く山積しており、今後はバランスのとれた行政運営を行っていくこ



平成20年度一般会計・特別会計予算書

とが必要であると考えている。(2)特別会計のうち、国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療の各会計には法令等繰り出し基準が明記されており、給付費、事務費などを繰り出している。しかし、老人保健、介護保険会計においては、国、県の予算の関係で、国、県の負担分が基準どおり交付されず、年度間調整的な財源補填繰り出しを行う場合があるが、これらは翌年度に精算をしている。また、下水道事業特別会計は、繰り出し基準で定められている以外に、事業に対する初期投資が多く、加入率も低いなどの理由により、基準外の繰り出しを行っている。区画整理特別会計については、繰り出し基準はないが、事業が円滑に遂行するため繰り出しをしている。水道事業会計については、高

新庁舎建設は必要か

平井 誠 議員

質問

合併して2年後の現在の下妻市の財政事情が非常に厳しいということがあり、実際、実質公債費比率が県内でもワースト3位、4位と言われるような中で、市民の多数の声として、借金してまで新庁舎をつくらないで現庁舎を補強し

料金対策及び広域化繰り出し基準に基づき繰り出しをしている。繰り出し基準によるものや事業遂行に必要な各会計への繰り出しについては、現状では事業を継続していく上で繰り出しやむを得ないと考えている。独立採算が原則の特別会計は、経営健全化を図り、繰り出しに頼らない事業運営が求められていると考えているが、下水道事業特別会計のように、整備中の事業は一般会計からの繰り出しがないと仮定したならば、大きな負担を市民の皆さんにお願いすることになり、負担が困難であると判断するならば事業を進めることは困難である。今後は、各会計の効率化を図りながら、繰り出しを抑えることが必要であると考えている。

て使ってほしいとか、今のところ、新庁舎は必要なのではないかというような声があつて、新庁舎建設計画の中止を求める声が旧下妻市地区の市民ばかりでなく、旧千代川村地区の人たちの間にも広がってきている。市の新庁舎建設計画は、合併後3年以内に着工という当初の目的が、新庁舎建設関連事業に使える合併特例債が、当初の見込みより大きく減ったということもあり、着工時期は延期された。しかし、現在もこの新庁舎建

答弁

設計画は中止されたわけではないので、平成19年度から新庁舎建設準備のための基金がつくれ、既に5千万円積み立てられている。下妻市と千代川村との合併協議会の中での審議の経過もあるので、新庁舎建設計画を中止することは大変なことだと理解するが、下妻市政の主人公は下妻市民である。その市民に対して、新庁舎建設はすべきか、それとも必要ないか、市民アンケートを実施して、その結果によって新庁舎建設計画の継続か中止かを決めるべきか。市民アンケート実施の結果によっては、新庁舎建設は必要ないとなれば、積み立てられた5千万円は、福祉や医療、教育などの市民生活支援の予算にまわすことができる。新庁舎の建設の是非を問うアンケート実施を求めたい。

新庁舎の建設については、合併協定項目であり、新市の重要な施



策であると認識をしている。また、現在の本庁舎は、昭和44年に竣工した建物で、築40年を経過し、耐震基準を満たしていないことや、老朽化が著しい状況であるため、市の拠点としての市民の安全と利便性を考え、建て替えは必要であると考えている。しかしながら、現在の下妻市においては、経常収支比率や実質公債費比率などの数字でも分かるように、非常に厳しい財政状況におかれている。建設に関しては、多くの一般財源が必要とされることから、建設基金の積み立てを実施していく。現段階においては、アンケート調査は考えていないが、今後、建設計画については、多くの市民の皆さん方の意見を参考にしながら取り組んでいきたいと考えている。また、千代川村との合併合意事項として、下妻市の名称を残すことができたのも、旧千代川村のご協力ということを議員の皆さん、また市民の皆さんにも改めて認識をお願いしたいと思う。

後期高齢者医療制度について

笠島道子 議員

質問

(1) 茨城県の保険料は一人平均6万9千335円である。平均的な

厚生年金が年208万円の高齢者の保険料は7万9千262円で、これは当初厚生労働省が発表した平均の保険料よりも5千円高くなる。広域連合に対し保険料の値下げを求めたいが、見解を伺いたい。

(2) 茨城県の保険料の高い原因の一つは、一人当たりの保険料の中に医療費以外の経費、レセプト審査の支払手数料や葬祭費などが含まれているからである。これらの費用を、国や県など公費で負担すれば、保険料は軽減できるのではないかと思うが、国や県に対し公費負担を求めることはできないか。

(3) 年金が月に1万5千円以下でも、保険料は年に1万1千200円徴収される。県内で75歳以上の2割の6万6千人、これらの方々の保険料の均等割分を全額免除したとしても1千200万円弱で実施できる。また、普通徴収のための郵便料、徴収員の配置なども大きな負担である。普通徴収者の保険料を免除できないか。

(4) 保険料を1年以上滞納すると保険証が取り上げられて、医療費を全額窓口で負担をする資格証明書が発行される。資格証明書を発行された人は、保険証を持っていない人と比べると病院の受診率は200分の1になると全国保険医団体連合会の調査で明らかになった。市として広域連合に対して発行し

ないように、主張すべきと考えるのがいいか。

答弁

(1) 広域連合における事業費には、医療給付費以外に保険事業に要する費用、診療報酬等の審査支払いにかかる費用、財政安定化資金への拠出金、あるいは葬祭事業を実施する費用があり、これらを差し引くと7万76円となり、国が医療給付費の費用から示した試算額7万4千400円に比べると、4千324円低い金額になる。保険料の算定については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療給付費と、その他保険事業に必要な経費から、国庫補助金等を控除した額を賦課総額として算定したものである。従って、保険料を値下げした場合、その不足する財源の確保ができないため、保険料の引き下げは困難であり、広域連合に対し、保険料の引き下げを要請する状況にないので理解願いたい。

(2) 国、県に対して公費負担を求めることについては、運営主体である広域連合が茨城、栃木、群馬の3県の連合長の連名で、平成19年10月23日、国に対して公費負担の引き下げについて要望書を提出している。また、県に対しては、平成19年11月16日に、広域連合長、県市長会長及び県町村会長の3者の連名で、県知事に対して保険事

業に対する公費の助成について、要望書を提出している。

(3) 平成20年度の被保険者数は、全体で5万304人、特別徴収対象者は全体の80%の4万243人、普通徴収対象者は20%の1万61人を見込んでいる。保険料の免除については、広域連合で決定するものであるが、被保険者間の保険料の負担の公平を図るためにも、普通徴収の方についても、保険料の負担をお願いしなければならぬので、理解願いたい。

(4) 資格証明書の発行については、高齢者の医療の確保に関する法律に規定されており、保険料に未納があつた場合には、被保険者間の負担の公平化を図るとともに、保険料未納者と接触し、窓口での保険料納付を直接働きかける機会を確保するため、国保同様、有効期限の短い被保険者証を発行するこ



明るい長寿社会を

ととされている。また、滞納発生後1年を経過した滞納者に対しては、特別の事情のない限り、国保同様、被保険者証の返還を求め、資格証明書の交付を行うこととされている。資格証明書の発行の決定は、広域連合で行うこととされているが、後期高齢者の個別の事情については、徴収を行っている市町村が把握していることから、資格証明書発行の決定に当たっては、単に未納期間が1年経過したからといって、機械的に資格証明書を出すのではなく、市町村からの情報をもとに、個々のケースによって慎重に対応していくとのことである。

住宅・建築物の耐震化について

山中祐子 議員

質問

昨年9月の一般質問で、災害対策の基本は日頃の心構えと準備が大切ということで、防災において不可欠な3つのモラルを紹介した1つ目は、被害者にならない、2つ目は、傍観者にならない、3つ目は、加害者にならないである。昨年7月の新潟県中越沖地震で通行人が家の倒壊に巻き込まれて犠牲になったことを踏まえ、家の耐

震化というのは、必ずしも自分や家族のためだけでなく、同時代を生きている他人に対して加害者にならないためにも重要なことであると考えている。

そこで、(1)耐震改修補助に関わる補助率の引き上げがされたが、それに対する市の取り組み状況を伺いたい。

(2)個人住宅への耐震診断の実施について、昨年の一般質問の再質問への建設部長の答弁で、「国の制度によらない独自の耐震診断補助を検討して参りたい」とあった。平成20年度の予算で、木造住宅耐震診断士派遣事業が新たに予算化されているが、これが検討の結果なのか伺いたい。

(3)提案事業である「地域住宅交付金」は、下妻市として活用ができるものなのか伺いたい。

答弁

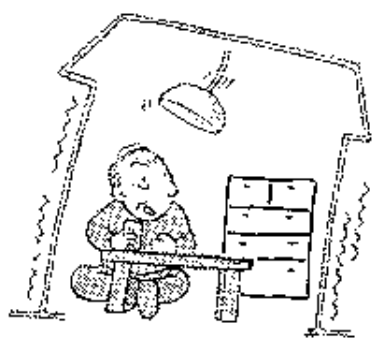
(1)国土交通省では、平成20年度より住宅建築物の耐震化に対する

取組強化及び耐震率の向上のため、住宅建築物の耐震に係る助成の拡充措置として、耐震改修費用に対する補助率の引き上げが予定されているところであるが、これらの耐震診断及び改修等の国県内における耐震改修促進計画の策定については、平成19年度に茨城県をはじめ14市町が策定している状況ではあるが、本市における耐震改修促進計画への取り組みについては、

耐震改修促進計画の策定には財政的負担が大きいことから、現在の財政状況を考慮し、当面見合わせたいかざるを得ないものと考えているので、理解をいただきたい。

(2)個人住宅への耐震診断については、平成20年度から耐震改修促進計画を策定していない市町村に

対しては、国の補助対象外になるなど、厳しい環境ではあるものの、現在県内では24市町村が耐震診断の補助が行われている状況にある。本市においても、茨城県南部地震により震度6弱以上の揺れが予測されている地域に含まれていることから、大地震発生による建物被害、人的被害を最小限にするための耐震診断が不可欠であると考え、平成20年度より、昭和56年6月以前に建築確認を受けた一般木造住宅を対象とする耐震診断の補助を



独自に実施する、耐震診断士派遣委託事業を予定しているところである。なお、実施に当たっては、耐震診断補助要綱を策定し、対象となる住宅の耐震診断について、茨城県建築士会と委託契約を締結し、茨城県木造住宅耐震診断士に登録されている診断士を派遣する考えである。

(3)地域住宅交付金制度の提案事業については、地方公共団体の提案に基づく地域の住宅政策の実施に必要な事業とされ、民間住宅の耐震改修、建て替えをはじめ、公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備や住宅相談、住まいに関する情報提供などの事業例が提示されている。特に市町村がこの制度を導入する場合は、地域の特性を踏まえた地域住宅計画を策定しなければならぬが、その計画が、国土交通大臣が策定した基本方針に適合していることが条件とされている。今後、本市の市営住宅の中には、老朽化が進んでいる建物もあることから、入居状況や財政状況等を勘案しながら、市営住宅の建て替え計画の時期の検討が必要と考えているので、そのためにも、提案事業である地域住宅交付金制度について、茨城県や既に利用している市町村と情報交換を行い、基本方針に沿った地域住宅計画の研究をしていきたいと考えている。

財政健全化の取組について

須藤豊次 議員

質問

(1)①財政健全化が進む中で、市民の負担が増えるのでは、誰もが

住んでみたい、住んでよかったと実感できる下妻市の実現は非常に難しいと思う。新聞に、下妻市の財政健全化の取り組み9項目が掲載された。このうち7項目は、特別職や職員、議員が積極的に経費削減すればできる目標、努力すれば実現できることである。残り2項目と21年度予算案の検討として、ごみ袋無料配布の廃止、ごみ処理有料化、市税滞納者に対する行政サービス制限、施設使用料や手数料の受益者負担など、市民の負担増になることも掲載されていた。厳しい財政状況の中、無駄遣いをなくして歳出削減をし、それでも足りないようであれば、市民の負担を上げてでも理解が得られると思う。しっかりと歳出削減をしてから、市民に負担増となる政策を進めるべきと思うが、執行部の見解を伺いたい。②新たな削減案として、各課から郵便で出される案内文や通知文をファックスかメールで配信してはいいかがか。

(2)市税滞納者に対して、係長以

財政健全化に関する提言書



上による特別滞納整理を年2回実施し、収納対策を強化しているが、18年度決算では不納欠損額が一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の合計で1億250万6601円となっている。

桜川市では、市税徴収収納向上対策本部を立ち上げ、全職員で滞納世帯を訪問し、効果があったとのこと、今後も定期的に行っていきたいとのことである。

滞納世帯を全職員で訪問するという取り組みをすることで、市民に職員の熱意が伝わり、徴収率の向上につながるのではないかと。執行部の見解を伺いたい。

(3) 本庁舎、第2庁舎、千代川庁舎の3カ所の庁舎人口近くの窓口に総合案内を設け、各課の窓口へ受付の三角看板を置いて、当番や

答弁

順番で職員一人一人が窓口で案内係をすれば、総合案内のために優秀な人材を玄関に一日中置かなくても済むと思うが、執行部の見解を伺いたい。

(1) ①財政健全化検討

委員会からの提言書である財政健全化と財政運営については、真摯に受けとめ、平成20年度予算編成において歳入・歳出両面にわたり組み込んだ予算化をしている。取り組み項目を実施することにより、市民の負担が多くなる部分もあることも事実である。受益者負担の原則のもと、公平・公正な行政運営が求められる。公正な行政運営が求められる。公正な行政運営が求められる。公正な行政運営が求められる。

さらに、財政健全化と財政運営の提言書以外の取り組みに関しては、行財政改革の実施計画や集中改革プランに基づき、事務事業の見直しなどにおいて実施し、効率化と経費削減につながるよう努めていきたい。②通知文等の伝達方法については、いろいろな課題もあると思われるので、今後研究したい。

(2) 当市では、滞納対策本部を設置し、徴収を確保するとともに、公平な税務行政の推進と徴収率向上を図るため、対策の検討及び体制整備に努めている。今年度は、特別滞納整理として、新たな滞納を未然に防ぐことを目的とし、現

年度のみの滞納者を対象に、係長以上の職員134名により、電話催告、臨戸訪問を実施した。さらに税務、収納、保険年金、介護保険の4課36名による合同滞納整理を実施し、臨戸徴収体制の強化に努めたところである。納税交渉は、税及び市政の知識が必要なので、係長以上の職員あるいは税関係課の職員にて対応した。また、徴収嘱託員による自宅訪問、茨城租税債権管理機構の活用、さらには差し押さえ等の強制徴収による税債権の確保に努めている。全職員での収納対策については、今年度に実施した係長以上の特別滞納整理の実績等を踏まえ今後の滞納対策本部にて検討したいと考えている。

(3) 受付案内業務は本庁舎1階に総合案内を設置して、経費削減の観点から、専属の担当を置かず、本庁舎と第2庁舎の職員が当番制で対応している。当番制のため、若干ではあるが、十分な対応ができていない面もあると聞いている。このようなことも踏まえ、住民サービスの基本は挨拶をすること、親切な対応など、職員の資質や意識の持ち方によるところが大きいと考えられるので、職員意識の啓発に努めるとともに、平成20年度には職員研修の重点に接遇を位置づけ、全職員を対象とした研修を設置していく予定である。

選挙における投票率の低下について

小竹 薫 議員

質問

(1) 昨年の参議院選の後、投票率低下に対して対応策を図るとのことだったが、現在どのような対策をしているのか。

(2) 前回の市議会選も高い投票率とは言えなかったが、それを分析してどうだったのか。我々議員の一人一人が魅力ある政治を実践することも大切だが、行政サイドとしても選挙に対する意識の啓蒙に取り組んでいただきたいと思い、今後の対策を伺いたい。

(3) 合併前の千代川村では、ふるさと創生事業の一億円を使ってオフトークを整備し、選挙の時も速報を流していた。多くの方に利用しやすい選挙速報などのサービスをやっていただきたいと思うが、執行部の見解を伺いたい。

また、現在はインターネットによる速報しかないようであるが、パソコン等が苦手な人にはなかなか扱いにくいようである。インターネットに接続して市民が情報を得るのを待つ受け身の情報はなく、希望者には市から情報を発信するメールサービスなど、攻めの方で考えていただきたいと思うが、

執行部の見解を伺いたい。

答弁

(1) 近年の選挙投票率は低下傾向にあり、大きな課題となっている。

当市においても、例外ではないので、少しでも多くの有権者に投票所に足を運んでもらうため、企業、商店、学校等あらゆる分野と協力しながら、啓蒙活動を積極的に展開したいと考えている。特に昨年7月に行われた参議院議員選挙では、選挙管理委員会を中心に市内の大型店舗での街頭キャンペーンの実施、同店舗での投票呼びかけ、店内放送の協力依頼、市内企業訪問による全従業員への選挙啓蒙と呼びかけ、社内放送の協力依頼、広報車による低投票率地区の重点巡回広報などの啓蒙を実施し、投票率アップを図ってきた。さらに市議会議員選挙では、千代川期日前投票所の設置や選挙公報の発行など、啓蒙に努めてきたところである。

今後もさまざまな自治体の選挙啓蒙事例を研究し、当市の投票率向上に努力していく考えである。

(2) 合併後初めての市議会議員選挙の投票率は、全体で68・71%という結果であった。今回の投票率を地区別に見ると、旧下妻市の投票率は66・21%、旧千代川村の投票率は78・21%で、合併前の平成11年11月執行の下妻市議会議員選挙の投票率73・62%との比較では



開票作業の様子

7・41%のダウン。平成15年11月執行の千代川村議会議員選挙の投票率83・35%との比較では、14・64%のダウンとなっている。年代別では、20歳代43・17%、30歳代55・69%、40歳代67・65%、50歳代80・87%、60歳代86・85%、70歳代84・46%、90歳代32・05%となり、40歳代までもが平均投票率以下という結果となっている。

今後は、選挙時の臨時的な啓発のみならず、常時啓発を強化していかなければならないと考えている。また、投票に行きやすい環境作りを視野に入れた投票所の変更や投票区域の見直しもあわせて検討していきたいと考えている。

(3)現在選挙速報のメールサービスは行っていないが、市のホームページの携帯電話サイトにおいて、投票速報サービスを実施してい

る。これについては、平成15年度より実施しているサービスで、市の指定したアドレスへアクセスすれば、携帯電話を持つている方々から誰でも気楽に利用できるものである。今後このサービスは継続して実施していきたいと考えているが、メールサービスについては、費用対効果もあるので、十分に検討したいと考えている。

小中学校統合を促す 指針について

菊池 博 議員

質問

県教育委員会では、小規模な公立小中学校の統合を促すための独自のガイドラインを固めたようである。この背景には、現在の公立

小中学校の児童・生徒数は、1980年代と比べて約4割減少しているが、学校数は80年代と比べて大きな増減がなく、少子化の影響でクラス替えができない複式学級や、全学年一学級の小学校が全体の42%になっていることなどがある。県では、社会性の習得や運動会など、一定集団を前提とした教育活動の効果を高めるためには、ある程度の規模の確保は必要との判断から、ガイドラインを作成するようである。このガイドラインが固まれば、当市においても蚕飼



下校風景

小学校のような小さな小学校も、当然対象とされると推測される。また、耐震化優先度調査において

も、平成19年第3回定例会の一般質問において、優先度の順位について、大宝小学校、騰波ノ江小学校に次いで第3番目であった。ということとは、近い将来のうちに、大規模修繕が建て替えまたは学校の統廃合かという選択をしなければならぬ決断の時期が必ず来ると予想される。これは、蚕飼小学校のみならず、少子化の影響などを受ける市内のどの学校にも言えることである。小中学校の統廃合は、非常にデリケートな問題であり、地域住民の強い愛着や通学の遠距離化による安全面などの問題から、地元の合意形成は、他地域などの例から見ても容易でないことは明らかである。しかし、行政

答弁

からの一方的な執行ではなく、地元住民と長い時間をかけて話し合い、良い方向に合意できた例も数多くあることも事実である。将来の予想される大きな事業に対して、先送りすることなく、できるだけ早い段階から問題を提起し、市民とともに考えることも、執行部に課された大事な役目だと思う。そのような観点から、小中学校の統廃合について伺いたい。

本市における児童生徒数については、平成19年度現在、平成5年度に比べると蚕飼小41%減、騰波ノ江小33%、高道祖小31%、それ以外の小中学校でも20ないし30%近く減少しており、この傾向は今後も続くものと思われる。さらには、平成19年5月1日現在の各小

学校区内の1歳から3歳までの幼児数を年齢別平均人数で見ると、蚕飼小8名、騰波ノ江小15名、総上小、豊加美小29名、大宝小、宗道小、大形小とも40人以下で、下妻小と上妻小を除く小学校はすべて単学級になってしまうことが予想される。

加えて、市内の小中学校の校舎の老朽化に伴う改築や耐震補強工事等が必要になることから、効率的な施設整備を進めていく上でも、学校の適正規模や適正配置に向けての取り組みが必要であると考えている。

このようなことを踏まえて、蚕飼小学校においては旧千代川村当時から複式学級を編成していたこともあり、児童数の確保を図るため、やすらぎの里整備事業により、JA常総ひかり農協の特定優良賃貸住宅建設や周辺地域の道路整備による定住化政策等を実施しているところである。しかしながら、このような施策を講じているにもかかわらず、平成19年度の児童数は52名、平成20年度の予定児童数が48名であり、今後の平均入学者数も各年7ないし8名程度ということであり、在籍児童が減少傾向にある状況にある。

また学級編成においても、平成20年度は2年と3年、4年と5年で複式学級となることから、全学年で4クラスの学級編成になる予定である。学校の適正位置や適正規模については、これまでの歴史や地域とのかかわりなど、考慮すべき点が多々あると思われるので、今後県で示すガイドラインや他市町の状況なども見据えながら、保護者や地域の方々と一体となって協議、検討していくべき、市全体の課題であると考えている。

意見書

道路整備の推進と財源の確保に関する意見書

道路は、豊かな生活の実現と国土の均衡ある発展を図るための最も根幹的な社会資本であり、その整備については大いに期待をしているところであります。

下妻市は、茨城県の南西部に位置し首都東京から60km、県都水戸市から50kmの距離にあり人口4万6千人、面積80.88km²の田園都市であります。

当市では「都市と自然が共生し、安全で快適なまち下妻市・人が生き生き輝くまち下妻市」づくりを目指し、道路をはじめとする生活基盤の整備を図っているところであります。

しかしながら、当市における鉄道やバス等の公共交通の整備水準が低いことから、道路は安全で快適かつ豊かな暮らしに必要な不可欠な交通手段であります。市道の改良率は未だ3割に満たず、地方では十分な道路整備ができていない状況にあります。

また、道路の維持管理においても今後、老朽化した橋梁が急増し、多額の維持修繕費が見込まれているところであります。

よって、下妻市議会は、いまだ立ち遅れている地方の道路整備を着実に推進するとともに、これに必要な道路整備費の確保にあたっては、以下の事項について強く要望いたします。

1. 地方が真に必要な道路整備を行うため、道路特定財源については現行の税率水準を維持し、その安定的確保を図るとともに、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めること。
2. 慢性化している渋滞解消のため、「国道125号下妻、八千代バイパス」を早期に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月25日

下妻市議会

(提出先)

内閣総理大臣	福田 康 夫 殿
財 務 大 臣	額 賀 福志郎 殿
国 土 交 通 大 臣	冬 柴 鐵 三 殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	大 田 弘 子 殿
衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 殿
参 議 院 議 長	江 田 五 月 殿

請 願 ・ 陳 情 の 審 議 結 果

件 名	提 出 者 住 所 氏 名	付託常任委員会	結 果
米価の安定と生産調整に関する請願	結城市山川新宿1222番地1 茨城県西農民センター 会長 北 嶋 誠	産業経済 委 員 会	継 続
高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める請願書	下妻市下妻乙867番地12 小 島 眞 外373名	文教厚生 委 員 会	不 採 択
※ 中止を求める内容の請願であったため、不採択とした。			

議会用語

【同意】

市長が事務を行うにあたり、その前提となる議会の議決のことをいいます。議会の同意の対象となるものは、副市長、監査委員の選任同意や教育委員の任命同意などです。

【一般会計】

民生費、土木費、教育費など、行政を運営するうえで最も基本的な行政活動上の歳入・歳出を扱う会計のことです。

【特別会計】

特定の収入を使って特定の事業を行う場合に、経理を明確にするため、一般会計と分けて経理する会計をいいます。下妻市では、国民健康保険、介護保険、水道事業など8特別会計を設けています。

【討論】

議会の会議において、議題となっている案件について、賛成・反対の意見を表明することをいいます。

議会日誌

◆ 2 月

6日～7日 茨城県西市議会議長
会定例会
19日 全員協議会

◆ 3 月

4日 議会運営委員会
6日～25日 第1回下妻市議会定例会
6日 本会議 議案上程、説明
7日 本会議 議案質疑
総務委員会
文教厚生委員会
産業経済委員会
建設委員会
10日 予算特別委員会
12日 予算特別委員会
13日 予算特別委員会
14日 予算特別委員会
17日 本会議 一般質問
18日 本会議 一般質問
21日 本会議 一般質問
25日 本会議 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

◆ 4 月

28日 第1回議会だより運営委員会
茨城県西市議会議長会事務局
8日 茨城県市議会議長会事務局
茨城県西市議会議長会事務局
11日 茨城県西市議会議長会定例会
17日 茨城県市議会議長会定例会
21日 下妻市議会月例会
第2回議会だより運営委員会
23～25日 関東市議会議長会理事
会・定例会
25日 市町村長・市町村議会議長
会議

編集後記

今年は、桜の開花が7日から10日ほど早く咲きました。
今はすでに樹木は、新緑を着飾ってまばゆいばかり、さわやかな季節を迎えた今日、市民の皆様方にはますますご健勝のことと存じます。

さて、今号の議会だよりは、平成20年第1回定例会の審議結果の内容について掲載いたしました。
今後とも編集委員一同、公正かつ正確な紙面づくりを目指し、市民の皆様方に親しまれる議会だよりを発行するためにも、更に努力する所存ですので、今後ともよろしくお願いいたします。

市議会を 傍聴してみませんか

●次の定例会は6月4日から6月13日までの10日間の予定です。なお、一般質問は6月10日、11日の2日間の予定です。

(上記日程は変更する場合があります。)

平成20年第1回(3月)定例会の傍聴者は35人でした。

※問い合わせ先:下妻市議会事務局
0296-43-2111
内線1112・1113